

法人税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 一般寄附金の損金算入限度額を計算する場合における所得の金額の計算方法等について、所要の整備を行うこととする。(第73条、第131条の7、第142条の2、第195条関係)
- 2 この政令は、令和7年4月1日から施行することとする。(附則関係)